

## 令和6年度第10回南関町農業委員会会議録

令和7年1月10日（金）  
午後1時22分開会  
南関町役場 庁議室

### 一、開会宣言

### 二、議事日程

#### 1. 開 会

#### 2. 農業委員会憲章朗読

7番 末 竹 信 雄 君

#### 3. 会長挨拶

#### 4. 議事録署名人の指名

6番 福 山 正 英 君

7番 末 竹 信 雄 君

#### 5. 議 事

第36号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
報告第11号議案 許可不要転用届について

#### 6. 閉 会

### 三、出席委員は次のとおりである。（11名）

会長 井 上 繁 孝 君

1番 平 山 竜 代 君

3番 大 里 義 明 君

5番 片 山 弘 美 君

7番 末 竹 信 雄 君

9番 城 戸 英 次 君

副会長 打 越 辰 美 君

2番 原 口 隆 治 君

4番 猿 渡 徳 幸 君

6番 福 山 正 英 君

8番 山 口 勲 君

### 四、欠席委員は次のとおりである。（0名）

### 五、本会議に職務のため出席した者の職氏名（1名）

事務局長 武 田 信 幸 君

# 令和6年度第10回南関町農業委員会会議録

## 議事の経過

-----○-----

開会 午後1時22分

### 1. 開 会

○副会長（打越 辰美君） 全員おそろいですので、ただいまより令和6年度第10回の南関町農業委員会総会を開催いたします。礼。

○事務局長（武田 信幸君） 本日は皆さん全員おそろいですので、総会が成立することをご報告いたします。

-----○-----

### 2. 農業委員会憲章朗読

○事務局長（武田 信幸君） それでは、農業委員会憲章朗読を7番、末竹委員さんよろしくをお願いします。

○7番（末竹 信雄君） （農業委員会憲章は省略）

○事務局長（武田 信幸君） ありがとうございます。

それでは、総会開催にあたりまして、井上会長よりご挨拶をお願いいたします。

-----○-----

### 3. 会長挨拶

○会長（井上 繁孝君） 皆さん、新年明けましておめでとうございます。

皆様方におかれましては、家族おそろいで新しい新年を迎えられたと思っております。今年は素晴らしい一年になりますよう皆さんと一緒にご祈念申し上げたいと思います。また今年もよろしくお願いいたします。

さて、皆様、私たち小さい頃は言葉で聞いておりますけれども、一年の計画は元旦にありと言われて私たちも幼い頃から苦慮しているところでございますが、皆様方におかれまして今年度の計画等もなされたかなと思っておりますけれども、何にいたしましても行動するには健康、体が第一と私は思っているところでございます。そういうことで、心の健康、また体の健康に留意されてこの一年間共に行動していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、第10回の農業委員会総会を開催しましたところ、年始等で大変お忙しい中に今日は全員出席していただきましてありがとうございます。

今日の議題といたしましては、案件は少のうございまして、議案第36号のみで報告事項が1件あります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○事務局長（武田 信幸君） ありがとうございます。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条により、以降の議事の進行は井上会長にお願いいたします。

なお、発言しようとする委員は、議長の許可を受けなければならないとなっています。また、携帯電話につきましては、音が鳴らないよう対応をよろしくお願いいたします。

それでは井上会長、よろしくお願いいたします。

-----○-----

#### 4. 議事録署名人の指名

○議長（井上 繁孝君） それでは、これより議事に入ります。本日の議事録署名人を指名いたします。6番福山委員、7番末竹委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

なお、事務局が行う議案説明は事前に配付している議案説明書に代えることで議事を円滑に進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

-----○-----

#### 5. 議 事

○議長（井上 繁孝君） それでは、議案審議に入ります。

議案第36号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

案件は、2件13筆です。

それでは、本案について、現地調査に出向されました農業委員より説明をお願いいたします。

まず初めに打越副会長、申請番号343番の説明をお願いいたします。

○副会長（打越 辰美君） それでは、私のほうから343番の説明を申し上げます。

先月の26日、私とまた事務局のほうから現地確認いたしまして、若干手入れがどうかと思ったんですけども、贈与というかたちで、問題ないかと思っておりますので、ご審議をお願いいたします。

○議長（井上 繁孝君） ありがとうございます。

続きまして、8番山口委員、申請番号345番の説明をお願いします。

○8番（山口 勲君） 申請番号345をこれはですね、筆数は8枚もあって、非常にまれにみる大量の件数で面積もかなりありました。回るともちょうど私と事務局と推進委員さんが関係ですけど、所用で来られないということだったんですけど、この中で一番下に田んぼが1枚だけあるんですよ。ほかは全部畑ですけどもですね、この田んぼはですね耕作をされておるわけですよ。だから私も事務局にこれは買う人がやんなはるかどうかわかるかと連絡しましたがよからだいと進言をしましたけど、そして私

も気になったからですね、小作人の方にちょっと連絡したんですけど何も連絡ないということですけど、こういうやつ事務局もちょうとどま気を付けて全然小作人が知らんで売買がここで農業委員会で採択されるたぶんされると思いますけど、いかなもんかなと思ってその回答か何か今までありましたでしょうか。本人に連絡できるでしょうか。

○議長（井上 繁孝君） 説明をちょっとしてください。そしてからこのいろいろな審議の中でまた。

○8番（山口 勲君） それがですね、やはり豊永のこの真横に二、三メートルのところに建物が建つ計画があったんですけど、それが後日は渋々承諾されましてですね、そういう経過もあったけんちょっと気になっとったんですよ。それで非常にこの信用もあって、畑は全部荒れてしもうて、はたしてそう買う人が本当に農作業をするんだらうか、どうじゃらうかて危ぶまれるて私は見ましたが、それを荒らしたまま放っておくと耕作放棄地になるので一応申請は栗て書いてあったような案ですけど、皆さんいかなんですかね。こういうことってやはり少し真剣に考えてから結論出したほうがいいんじゃないかと思うけど、耕作計画では栗になっとるけどですね、私の真横の畑にもこれに関係するわけですよ。1枚はですね、名前が違ってからですね、草刈りはしてありますけれどですね、ほかの6枚か7枚とかね数年ですね、草刈りもしてない状態でした。皆さんも写真を見るとですね、草刈りしてあると、してなかとそう、少しはわかるんですね。はっきりは現地を見てみるとわからんわけですよ。そういう状態です。皆さん考えてみてください。

以上です。

○議長（井上 繁孝君） 今説明がありましたが、何かご意見あると思いますけれども、この畑につきましては1筆1筆写真が添付されておりますけれども、それを集合させますとほとんど近隣と言いますかね、のように私たちも事前協議、確認しても1枚1枚付けておりますので、ちょっと皆さん確認が難しいと思いますけれども、この7筆ですかねを総合してみますと、この近くにずっと隣接してということでございますので、ご確認をお願いしたいと思います。今2名の方から説明がありましたけれども、皆さんから何かご意見ご質問ございませんか。

○議長（井上 繁孝君） 4番委員。

○4番（猿渡 徳幸君） 8番委員の説明ですけど、ちょっと聞き取りにくい部分もあったんですけど、この受人の方がちゃんと管理をされるかということのを心配してあったようですけど、そこら辺はこの場でというか、受人の方が管理するせんはもう本人に任せんといかんのじゃないと。

○議長（井上 繁孝君） 1番目の説明につきましては、今の借受、田んぼの件やった

ですね。今耕作されている方が知らぬままにこういう申請がなされとる。私たちはこの中の事前協議の中では、そういうことは私たちはわからんわけですよ。ということで今日現地確認された8番委員の方からそういう旨があったということですが、そら私からすれば借受られた人はいろいろと気分を害されるやないかなと私だったらそのように受け取ります。そういうことは事務局も申請の段階ではわからんやったわけですよ。

○4番（猿渡 徳幸君） 小作してある方はこの件に関しては全然情報が入ってないということ。

○議長（井上 繁孝君） 情報が入るなしにこの人に売買される。許可がなかと売買されん。はい、どうぞ。

○8番（山口 勲君） 田んぼもですね、そしてからこの1枚だけは圃場整備土地改良が済んだところです。それ済んだところを小作して売買申請が出たのは初めてで私も受けたことはありませんけど、本人も全くご存知ないわけですよ。だからそういうときは事務局からでもあなたが作りよつこは売買予定ばいとか、それを買う人に事務局からでも電話一本どま小作人に連絡を取ってくれんかいて私はお願いしたけど、それがしたかな、できたのかできなかったのかというのも気になるわけですよ。

○議長（井上 繁孝君） その件につきまして。

○事務局長（武田 信幸君） 今作られている方とは連絡とれまして、こういったかたちで売買されてますよということはお納得はされております。

○8番（山口 勲君） 買受人さんの本人さんに連絡しとっていいましたか。

○事務局長（武田 信幸君） 買い手さん。

○議長（井上 繁孝君） 出し手の人が耕作者に対してこういうことで売買したからよろしくお願ひしますというごたんなら、言いなはるごつすって言われたから。そらこっちの事務局からそういうお知らせしたからそらわかりましたと。わかりましたちゅう先はわからんたいな。自分が作るのか、そのまま、貸すのかそらわからんですね。わかりましたちゅうこと。

○8番（山口 勲君） ようべもま1回電話して何か借受人さんのほうから電話があったかどうか確かめんかったけん、声もまだ本物じゃないけん、とうとうしないできたけん全然私が最初電話しただけしか私もわからんけん、改めてまた聞いてみたい。この場合はやはり農家の仲間内で今度是一緒に管理等せにゃんけん、やっぱり買う人はそれなりに小作人とか何とかにするのが常識じゃなかろうかて言うたつです。

○議長（井上 繁孝君） それと正式に貸し借りをされていくかという。闇耕作だった

ら何もないから制約がないからですね。ただ口頭であんたどんと作るけんとか、作ってくれんかいという感じの中でこのようなこととしてられれば、地主さんの最初の言葉たいな。作ってくださいってちょっと待ってください。そういうことで貸し借りがいろいろ5年とか6年とかあっでしょうが、いつも上がってくっですね。農地集積とかいったそれで。そういうかたちで農業公社あたりを通してされているのか。そういう件もあっですね。そういうことでそのあたりははいわかりましたという言葉がどっち取っていいか私もわかりませんが、本人さんたちの話合いの中で。

○8番(山口 勲君) 小作人の話はその辺はですね、中間管理機構を通して買ってるという話だったんですけど、後で事務局でそしてどうしてここで農業委員会には非常勤職員さんは参加されないんでしょうか。ほかのところは非常勤、別団体とか何とか全部非常勤職員さんも来て議論に参加するけど、担当者の話によるとですね、本人さんがそがん言いよったですけど、記録には役場にはあんまり残っとらんで口頭では聞いたわけですよ。ばってん本人は中間管理機構を通して買っとるて私にははっきり言ったんですよ。ほで中間管理機構を通して買ってるなら、農業委員会が私もはっきりは知らんけど、農業委員会とは経済課のほうには記録があると思うわけですよ。

○事務局長(武田 信幸君) 記録はあります。

○議長(井上 繁孝君) 貸し借りをされる前ということ。

○事務局長(武田 信幸君) 貸し借りをされてない。

○議長(井上 繁孝君) 貸し借りをされてないということですね。

○8番(山口 勲君) 本人はそやんやったけんみんなに報告方々言うたたい。買う人が本人に連絡して了解が得とるてならそっでよかるて私は思うけどですね、そこが確かめたくて、みんなにもそういうことがあるけん今度からすつときでん、ようと注意してするか。そういうことも含めて改めて言ったわけです。

以上です。

○議長(井上 繁孝君) 今山口委員のほうから説明がありましたとおりでございますが、ほかにご意見ございませんか。

○6番(福山 正英君) この案件ですけれども、まず私は小作者でもありますけれども当然中間管理公社を通してない部分に関して口約束の部分に関しては、当然問題が発生した場合も結局契約を交わしているわけではないので、そういった場合は借主が耕作している人の権限というのは、強制的には通用しないと思います。なおかつここは契約がありませんので、売買による所有権移転ということですので、買われる方が要は土地を購入する資格がないのであれば問題ないんですけど、そういう件に関しては何ら問題ない。実際耕作をされているということですので、今後買われ

た農地に関しては当然買われた以上は本人さんも荒らかすつもりはないと思うんですよ。そこをこちらでどうこうというのは言えないのかなというのはあるので、後は当然そういう圃場整備農地を所有されるということであれば、いろんな例えば水利権だったり、いろんな共同作業だったりそういった皆さん取り組まれる部分の作業というのは当然入ってくるので、そういったことに関しては当然今ある土地改良区というか利用組合ですね、土地改良区も決まり事に対してあっているような共同作業というのは当然その世話人さんがお話として出てもらうというかたちになってくると思うので、ここに関しては特に条件を設定されて5年とか10年とかされてあるのであれば、当然その期間内であれば問題になってくるのかなと思いますけれども、それもないのであれば別に口約束であれば効力は発生しないのかな。ただお互い連絡というのは必要かもしれませんが、ここで議題に上げる分に関しては何ら問題ないんじゃないかなと私は思います。

以上です。

○議長（井上 繁孝君） ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（井上 繁孝君） それでは、ほかにないようでございますので、採決いたします。

議案第36号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（井上 繁孝君） 異議なしと認め、議案第36号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告第11号です。「許可不要転用届について」を議題といたします。

本件については、報告内容を事前に配布済みですので、これで終了させていただきます。

これで、本日の議案は、全て終了いたしました。

-----○-----

## 6. 閉 会

○議長（井上 繁孝君） 本日の議決事件等の字句の整理を、議長に一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

（なしの声）

○議長（井上 繁孝君） 異議なしと認め、処理することにいたします。

皆様には慎重審議いただきまして、ありがとうございました。これをもちまして、議長の席を降りさせていただきます。

○事務局長（武田 信幸君） ありがとうございました。

それでは、閉会を打越副会長、よろしくお願いします。

○副会長（打越 辰美君） 起立。これをもちまして、令和6年度第10回の南関町農業委員会総会を閉会いたします。礼。

-----○-----

閉会 午後1時45分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議 事 録 署 名 人

議 事 録 署 名 人